

第33回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和5年3月7日（火）午後1時00分から
(意見集約・ワークショップ研修会 午後1時から2時)
- 2 総会の場所 南箕輪村民センター 大会議室
- 3 議 事
- | | |
|------------|--|
| 議案第1号 農地審議 | 農地法第3条関係
(所有権移転)について |
| 議案第2号 農地審議 | 農地法第4条関係について |
| 議案第3号 農地審議 | 農地法第5条関係について |
| 議案第4号 農地審議 | 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について |
| 議案第5号 農地審議 | 農業経営基盤強化促進法
農地中間管理事業利用権設定
各筆明細について |
| 議案第6号 農地審議 | 農業経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について |
- 4 協議事項
- ①農地あっせん事業について
 - ②貸付け売渡し希望農地の村ウェブサイトへの掲載について
 - ③農地等の権利取得時の下限面積要件の廃止について
 - ④農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて
 - ⑤令和4年度の最適化活動の点検・評価について
令和5年度の最適化活動の目標設定について
 - ⑥その他
- 5 その他
- ①情報提供
 - ②当面の日程について
 - ③その他

6 出席農業委員（11人）

唐澤喜廣	丸山芳雄	征矢昌博	伊藤篤
唐木義秋	松澤良行	有賀晴彦	伊藤良夫
北爪秀夫	後藤幸子	高木繁雄	

7 欠席委員

--	--	--	--

8 議事録署名委員

唐澤喜廣	丸山芳雄
------	------

9 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	唐澤茂	渡邊健寛
------	------	-----	------

10 出席事務局職員

事務局長	有賀仁志	事務局次長	東澤規江
事務局	清水栄子		

	開会
唐澤会長代理	本日の出席状況でございますが、農業委員、農地利用最適化推進委員、全員が出席されております。会議規則第6条の規定によりまして、半分以上の出席でございますので、農業委員会の総会成立でございます。 ただ今から第33回農業委員会の総会を開会致します。
高木会長	会長挨拶
事務局長	会議規則第4条の規定により、以降、高木会長に議長となつていただき進行願います。
議長	議事録署名委員を指名します。 本総会の議事録署名は、唐澤喜廣委員と丸山芳雄委員を指名します。
事務局	1 報告事項 ①農地法第3条の3の規定による届出について報告 4件 18筆
議長	報告事項①、番号4-46から番号4-49まで、相続の届出ということになっておりますが、質問・ご意見等ございますか。 (特になし)
委員一同	質問等ないようでしたら、報告事項①につきまして、番号4-46から番号4-49までを受理と致します。
議長	続いて、報告事項②農地法第18条の規定による合意解約通知について、事務局より説明願います。
事務局	②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告 3件 4筆
議長	報告事項②、それぞれ、中間管理機構または、あっせんへ移行するものとなっている合意解約になりますが、ご意見等ございますか。 (特になし)
委員一同	特になないようでしたら、報告事項②、番号4-47から番号4-49まで、3件4筆を全て受理と致します。
議長	では、報告事項③に移ります。営農型発電設備の下部農地における営農状況報告について、事務局より説明をお願いします。
事務局	③営農型発電設備の下部農地における営農状況報告について報告 事務局から説明のあった通り、2件の営農型太陽光発電設備についての、営農状況の報告となりますが、皆さんの方からご質問等ございますか。
唐澤喜廣委員	[REDACTED]の件についてですが、作付作物がシャインマスカットとなっています。クインルージュを栽培するという話がなかつ

	たでしょう。
事務局	最初の申請が出された時に、クインルージュも栽培したいようなお話は言葉としては出ていた記憶はありますが、実際にクインルージュをするかどうかについては、事務局では聞いてはいません。
議長	こちらの件は、まだ苗を植えてはいませんよね。
唐澤喜廣委員	そうです。
議長	これから事業、営農を進めていくということで、現状の報告となります。薬用人参の方も、この收支報告にあります人参の売上額がこれから増えていくのかどうか、その辺りも見ていかなければならないと思っておりますが、80%の収量確保をどのように判断していくのかが難しいところではあり、知見を有する [REDACTED] の判断に頼らざるを得ないとは思います。他にご意見ございますか。
委員一同	(特になし)
議長	では、こちらは状況報告をいただいたということで、ご承知おきいただければと思います。
	報告事項は以上となります。
	2 議事
議長	議事に移ります。
	議案第1号 農地審議 農地法第3条関係（所有権移転）についてを議題と致します。
事務局	朗読 上程
	議案第1号 1件1筆
議長	はい。では、議案第1号 番号4-16の案件につきまして、松澤良行委員からの説明をお願いします。
松澤良行委員	場所は、田畠の国道153号線とその西にある通学道路の中間ぐらいの位置になります。譲渡人の [REDACTED] です。譲受人の [REDACTED] [REDACTED] お住まいですが、[REDACTED] これまでこちらの農地の管理は [REDACTED] で行っていたというのが実状のようです。[REDACTED] [REDACTED] 、登記上でも現状に沿った形にされたいとの意向があり、問題はないかと思われます。
議長	委員の皆さんからの質問、ご意見ございますか。
委員一同	(特になし)
議長	なければ、この番号4-16の案件を可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	それでは、議案第1号 番号4-16を可と致します。
	続きまして、議案第2号に移ります。議案第2号 農地審議 農地法第4条関係についてを議題と致します。事務局からの説明をお願いします。
事務局	朗読 上程

	2件 2筆
議長	それでは、1番の案件から。地元の丸山芳雄委員からの説明をお願い致します。
丸山芳雄委員	場所は、久保地区の東の下の段になります。ベルシャインニシザワのすぐ西側の住宅地となっているエリアです。今回の申請地が通路ということになっていますが、この奥の土地は [REDACTED] という計画です。本来ならば、その [REDACTED] 今回の通路を一緒に申請していただければ良かったのですが、前面の道路沿いに伊那土地改良区の用水路が通っており、4月の初めには通水が始まってしまうため、水路占用を掛けて工事をすぐに行いたいということです。奥の土地についてはまだ分筆などの作業があり、すぐに申請が出せないため、先にこの通路分の申請を行い、工事を進めたいということになっています。奥の西側にある農地は [REDACTED] であり、周囲は住宅地ですので、ほかの農地に対する心配はないと思います。雨水は敷地内処理ということで、特に問題はないかと思います。
議長	はい。この議案第2号 1番の案件について、皆さんからのご意見・ご質問等ございますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議長	ありませんか。ないようでしたら、こちらの農地区分は3種農地となっておりますが、可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	では、1番の案件を可と致します。
	続いて、2番の案件になります。こちらは南殿の唐木義秋委員、説明をお願いします。
唐木義秋委員	場所は、役場の南西位置になります。3種農地の扱いになりますが、[REDACTED] となり、[REDACTED] こと、また [REDACTED] ということで、全体のレイアウトを見直す形でこちらの申請地に [REDACTED] 意向です。雨水処理は敷地内浸透、生活雑排水は公共下水道で処理の予定で、特に問題はないかと思っています。
議長	はい。委員の皆さんからのご質問・ご意見ありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議長	こちらの申請地も、農地区分は3種農地、用途地域内ということでありまして、この案件も可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	はい。では、議案第2号 2番の案件を可と致します。
	続きまして、議案第3号に移ります。議案第3号 農地審議 農地法第5条関係についてを議題と致します。事務局からの説明をお願いします。
事務局	朗読 上程
	8件 13筆
議長	それでは、1件ずつ審議を行います。まずは、1番の案件から。こちらは

	地元の伊藤篤委員、説明をお願い致します。
伊藤篤委員	場所は、天竜川の右岸、天竜橋近くになります。譲渡人の [REDACTED] 、現在この2枚の田圃については、草刈りをしている程度の管理がされている状況です。ここを [REDACTED] で分譲地にしたいということで、お互い合意の上での売買になります。この西側に田圃が1枚ありますが、こちらの方への承諾も得ているということです。進入路は北側の道路になりますが、若干、こちらの方が低くなっているため、盛り土を行って造成し、区画の境には縁石を入れるようです。給排水については村営の上下水道へ接続、雨水については敷地内処理とし、2ヶ所ずつの浸透枠を設けるというような状況となっています。
議長	では、この1番の案件について、皆さんからのご意見・ご質問等ありましたらお願いします。
委員一同	(特になし)
議長	ございませんか。こちらは農地区分3種農地でございます。1番の案件を可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	では、議案第3号 1番の案件を可と致します。
	続いて、2番の案件に移ります。こちらも伊藤篤委員、説明をお願いします。
伊藤篤委員	場所は、吹上線と中込線の交差点から南側に1本入ったところの位置になります。譲受人の [REDACTED] は譲渡人の [REDACTED] [REDACTED] ですが、 [REDACTED] 土地に家を建てたいとの意向で、 [REDACTED] という形です。進入路は北側になりますが、段差があるため、なるべく東側から入るように、2筆のうち東側の1筆を道路として使用するとの説明を受けています。
議長	はい。この2番の案件について、質問・ご意見ございましたらお願いします。
委員一同	(特になし)
議長	ございませんか。では、こちら2番の案件について、可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	では、議案第3号 2番の案件を可と致します。
	続いて、3番の案件です。こちらは酒井文代委員からの説明をお願いします。
酒井文代委員	場所は、西天竜水路沿い、 [REDACTED] です。こちらは元々は [REDACTED] して柿などが植わっていましたが、土地の南西側にも以前から住宅が建っていて日当たりがあまり良くないこともあります、農機具を置くなどして使用されていました。譲受人の [REDACTED]

	が所有している
議 長	農地はほぼ農振地域の青地ですので、農振から外れているこの土地への住宅建築を計画されたようです。農地区分は1種ですが、元々使いにくい農地でしたので、特に問題はないかと思います。
委員一同	はい。西天竜水路の東側ということです。質問・ご意見ございましたらお願ひします。
議 長	(特になし)
委員一同	ございませんか。では、こちら3番の案件については、農地区分が1種の判断となっています。地域の農業振興施設ということの中では、申請事由が住宅となっています。また、集落接続しているという判断がされておりますので、1種農地の除外申請にあたると思われます。ご意見等なければ、こちらは1種農地になりますので、可とすることに賛成される皆さんのお手をお願いしたいと思います。
議 長	(挙手全員)
委員一同	はい。全員の賛成をいただきましたので、議案第3号 3番の案件を可と致します。
	続いて、4番、5番、6番の案件は関連しておりますので、一括して私の方から説明をさせていただきます。
	場所は、説明資料25ページの地図を見ていただきますと、赤く色づけした部分になります。青く塗られた部分は、昨年に転用が済んでいる土地です。神子柴の南部保育園の西側、公園がある土地の南側になりますが、宅地開発が進んでいるエリアとなります。いずれも用途地域内で、3種農地の判断となっております。譲渡人の
	希望のようです。番号4の7214-1ですが、譲受人の のですが、
	考えです。次に、番号5番の7221-3についてですが、譲受人の で、こちらも同じく との意向です。番号6については、5番の農地の西側に残った2区画を、譲受人の が住宅用地として宅地造成し、販売するというものです。いずれも進入路は北側の道路になります。段差がありますので、擁壁を設置し、土砂の流出を防止する計画です。上下水道については公共のものへ接続し、雨水については敷地内処理となります。周辺農地への影響はなく、問題なしと判断したところです。
	この3件について、質問・ご意見ありましたらお願ひ致します。
委員一同	(特になし)
議 長	よろしいですか。では、この3つの案件は3種農地でございますが、可としてよろしいでしょうか。

委員一同	(異議なし) では、議案第3号 番号4・番号5・番号6の3案件を可と致します。
渡邊健寛委員	続いて、7番の案件に移ります。こちらは、渡邊健寛委員から説明をお願いします。 総会資料、29ページの右側が7番の案件になります。南原コミュニティセンターの北側になりますけれど、こちらは譲渡人が [REDACTED]、譲受人が [REDACTED] になっております。 [REDACTED] にありますが、こちらは [REDACTED] ということで、かつてはブルーベリーなどを栽培されていたそうです。現在は [REDACTED] だということで、[REDACTED] ことになっています。盛り土をして擁壁を造り、雨水については敷地内処理、上下水道は公共のものを使用すると聞いています。保育園にも近く、住宅の多い土地ですので、やむを得ないのではないかと思っています。
議長	はい。この7番の案件について、質問・ご意見ございましたらお願いします。
委員一同	(特になし)
議長	ございませんか。では、こちら番号7の案件について、可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	では、議案第3号 7番の案件を可と致します。
渡邊健寛委員	同じく総会資料、29ページの左側が8番の案件になります。こちらは面積が 8.71 m ² でとても小さいのですが、以前に住宅用地として転用された青色の土地の北側に、少しだけ残っていた農地になります。当初は不要と仰っていたのですが、今回、宅地に追加したいと転用申請が出たというように聞いています。
議長	はい。この8番の案件について、質問・ご意見ありましたらお願いします。
委員一同	(特になし)
議長	ございませんか。2種農地区分の判断ですが、消極的2種で、位置的代替性がないということです。では、この8番の案件について、可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	では、議案第3号 8番の案件を可と致します。
	続きまして、議案第4号に移ります。議案第4号 農地審議 農業経営基盤促進法 利用権設定各筆明細についてを議題と致します。
事務局	朗読 上程 15件 36筆

議長	はい。全体を通してご意見・ご質問ござりますか。
委員一同	(特になし)
議長	特にご意見等なければ、全案件を可と致しますが、よろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	それでは、議案第4号 番号4-236から番号4-250、15件の全てを可と致します。
	続いて、議案第5号に移ります。議案第5号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理事業利用権設定各筆明細について、事務局より説明をお願いします。
事務局	朗読 上程 10件 11筆
議長	はい。この案件、中間管理機構を介した貸借ということになっております。皆さんの方から、質問・ご意見ありますか。
委員一同	(特になし)
議長	ありませんか。なければこの10件を可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	では、議案第5号 番号4-251から番号4-260まで、10案件を全て可と致します。
	続きまして、議案第6号に移ります。農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地保有化合理化事業についてを議題とします。
事務局	朗読 上程 2件 3筆
議長	事務局から説明のあった通りですが、それぞれ、[REDACTED]への売り渡しということであります。酒井文代委員から、説明ありますでしょうか。
酒井文代委員	特にございません。
議長	皆さんからの質問・ご意見ありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議長	2月17日にそれぞれ、あっせんが済んでおります。こちらの2案件を可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	では、議案第6号 番号4-261、番号4-262、双方を可と致します。 議事は以上となります。
	3 協議事項
	①農地あっせん事業について
	3件 7筆
事務局	・あっせん選定調書について説明をする。(会議資料P32~P40)
議長	3件のあっせんが出てきております。1件目が[REDACTED]

	へ、2件目が	へ、3件目が
唐澤喜廣委員	へ、ということです。それぞれに農業の後継者、大規模化を図っている方となっています。皆さんからのご意見・ご質問、ございますか。	
酒井文代委員	3件目のについてですが、よくお名前を目にしていて農地を集められているようです。たくさんの農地を問題なく耕作していただけるのでしょうか。	、頑張っていらっしゃると思います。今回の農地に関しては、2枚の土地がくっついて1枚になっているのと、その東側の部分についても6枚にはなっていますが、2枚と4枚をくっつけた大きな田圃になっています。この、今回の農地の東側6枚は既にが取得する予定で、水の取り入れが全て、下へ下へと落とす形になっているため、違う農業者が土地を取得してそれぞれ水田として耕作するようになると、が取得する土地の排水が課題となってしまいます。
議長		ともお話をし、へ、今回もあっせんすることに決まった経緯があります。
事務局		が農地をたくさん集められていますので、耕作を問題なく行えるのかどうかを唐澤委員が心配されているということですが、酒井委員にこの農地における状況を説明していただきました。事務局側で、何か情報はありますか。
議長	高木会長の方がご存じかもしれません、事務局では、	という話は伺っています。
事務局	の方からも補足しますと、は確かに農地を集められていて、今は2町歩ほどになっているかと思いますが、もう1町歩ほど欲しいそうです。先日、私もお話をし、これだけの農地をちゃんと耕作できるのかとの心配を申し上げましたが、土地がなければ販売ルートも開けないということのようです。	で農業をされているそうですが、
		でも農地をお持ちで、耕作をされているようです。今はそちらの収穫作業が忙しいようで、私との話をしている時間もないようでしたが、結果を出していただくようにお願いはしています。中々、収穫までに時間が掛かるようで、蕎麦なども栽培して農業はきちんとしているということですので、恐らく大丈夫なのではないかと思っています。
	補足ですが、アロマオイルなどの勉強もされているようです。	
	昨年は	他、
		そうで、
		のではないかということでした。将来的には
		ことも模索されているようですが、それなりの量が取れないと販路も確保できないので、余計に今、農地を増やしていきたい

	ということのようです。
議長 委員一同	あっせん事業について、他にご意見等ありますか。 (特になし)
議長	それでは、この3案件を可とし、あっせん事業を進めていくこととします。
	(②貸付け売渡し希望農地のホームページへの掲載について、準備の関係で、③農地等の権利取得時の下限面積要件の廃止についてを先に協議)
	③農地等の権利取得時の下限面積要件の廃止について
事務局	・令和5年4月1日から下限面積要件が撤廃されることに伴い、南箕輪村内において定められていた下限面積(平成29年4月6日 告示)を撤廃する告示について、協議を依頼。
議長	農地法で定められていた面積要件を撤廃するということです。懸念されることがあります、ご意見等ございますか。
唐澤喜廣委員	下限面積がなくなっても自由に農地が取得できるというわけではなく、年間150日は耕作をしなければならないということを農業委員会として指導していかなければ、面積要件の撤廃のみがひとり歩きしてしまうという懸念を覚えます。
事務局	今、唐澤委員が仰られた「150日は農業に常時従事する」という要件は、元々農地法に定められた3条の取得についての要件のひとつになります。その点については今回撤廃されるものではなく、今後もその部分はきちんと守っていただくよう指導していくものとなります。今回のこの告示は、下限面積が撤廃されることだけを掲載するものなので、仰られた部分は変わらずに、今後も農地法第3条の要件として農業委員会でも守っていくという解釈でよろしいのではないかと思います。
議長	面積要件のみが、撤廃という形で変更されただけで、今までと同じように、農地を購入した耕作者がきちんと農業をしていくのかどうかという部分は農業委員会で見定めていかなければなりませんので、ご理解をお願い致します。
事務局	農地調整ハンドブックにも記載がありますが、取得した農地が全て効率的に農地として利用できているか、常時農業に従事できるのか、地域との調和が成されているのかの要件は、審査項目として残っています。これまで審査項目のひとつだった下限面積は撤廃となりますが、今の3点は今後も変わらずに審査していただければと思っています。
議長	そのような形で進めていきますので、宜しくお願ひ致します。
	②貸付け売渡し希望農地の村ウェブサイトへの掲載について
事務局	・前回総会にて提案した事務局作成のホームページ用掲載案について、耕作者のある農地情報を削除し、自作の農地のみを掲載した修正後のページ

	<p>案を改めて提示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見、改善点等の提案などの協議を依頼。
唐木義秋委員	<p>情報の更新頻度はどのようにになりますか。毎月の農業委員会の日に更新するのでしょうか。農業委員会の翌日に更新するなど、月1回程度の更新が良いのではないかと思います。</p>
事務局	<p>基本的には、例えば、希望者が出て交渉に入った、新しく売りたい貸したい農地が出たなど、各農業委員さんを通じて事務局に上がってくる情報、もしくは所有者から事務局へ直接入った情報について、まずは農業委員さんと事務局間でその農地をどのように扱うかの判断をした後に、それぞれ掲載する形になるかと考えていますので、結果的には農業委員会の総会を経てからの掲載になるのではないかとは思います。</p>
松澤良行委員	<p>購入希望の方が検討したいと言ってきた場合、農業委員が事務局に連絡すれば、交渉中という入力はすぐにできるのでしょうか。</p>
事務局	<p>その前提で考えています。</p>
議長	<p>これは、どの土地が誰の所有なのは、分からぬのでしょうか。</p>
事務局	<p>個人情報の関係で、こちらには掲載していません。所有者の情報については、委員さん用の新しいリストは用意できていますので、そのリストと照らし合わせていただく形が良いのではないかと考えています。</p>
唐澤喜廣委員	<p>地図から一度、リストの方へ戻らなければ、番地以外の詳細情報は分からないのですね。</p>
事務局	<p>技術的な制約もあり、地図から直接に農地の情報を閲覧することが現時点ではできません。一度、初めの画面に戻ってから、地図なりリストなりの画面に移っていただくことは必要になってしまいます。</p>
松澤良行委員	<p>ページの操作方法や情報の検索方法の手順を示したフローを載せた方が良いと思います。</p>
唐澤喜廣委員	<p>前回の利用調整会議で交渉が始まっている農地については、「交渉中」として反映されていますか。</p>
事務局	<p>反映させています。</p>
唐澤喜廣委員	<p>地図上で場所が分かる農地へ、交渉中という形で色をつけてしまって良いものでしょうか。</p>
事務局	<p>その農地について、誰かが購入や貸借を希望していて交渉中であるという情報も載せない方が良いということでしょうか。</p>
事務局長	<p>位置的に、交渉中の農地の場所が分からぬ方が良いという意味でしょうか。</p>
議長	<p>その点は、載せても良いように感じますが。</p>
渡邊健寛委員	<p>交渉中なら交渉中として分かるようにちゃんと掲載するか、交渉中の農地については全く載せないか、どちらかですよね。</p>
議長	<p>交渉が決裂すれば、また掲載する必要がありますよね。</p>
酒井文代委員	<p>こうやって情報が出ていた方が、動かしていることが分かるので良いので</p>

	はないでしょうか。
議 長 事 務 局	所有者へは、情報を載せても良いという了承は取っているわけですね。所有者からの貸したい・売りたいという申し出があった時に、ホームページなどに掲載しても良いかの確認はしていますが、口頭のみで署名などで残してはいないです。
議 長 事 務 局	農地基本台帳にも貸したい・売りたいという意向や、情報掲載をしても良いかを確認する箇所がありましたが、その意向も反映させていますか。
渡邊健廣委員	このホームページに掲載する情報は、農業委員会に申し出があった農地のみで、農地基本台帳で意向を確認したものについては、全国農地ナビに載せるというように、情報を分けていくことを考えています。
事 務 局	農地ナビでは、その農地について、売りたい・貸したいという意向が分かるようになっているのでしょうか。
議 長 事 務 局	これまで作業が追い付いていなかったのですが、農地ナビの活用も国からの指示がありますので、今後はその意向を反映させていきたいと思っています。
渡邊健廣委員 事 務 局	農地ナビにも載せていかないと、意向を確認した意味がなくなってしまいますし、農業者からもその点を指摘されることもあるかと思います。 農地ナビの方が、たくさんの情報が掲載されるのですよね。
北爪秀夫委員	農業委員会に申し出があった、このホームページに掲載される農地の方が、貸し付けがされているなどの条件的な部分が掲載できます。また、農地ナビでは、ひとつの農地に「売りたい」と「貸したい」の複数の希望は載せられず、どちらかの希望のみとなります。ただ、ご指摘の通り、似たようなものにはなってしまうかとは思います。
唐澤喜廣委員	交渉中となっている農地について、希望者が「自分も気になっている農地だった」と言ってきた場合は、その方へも情報を与えてよいものでしょうか。
北爪秀夫委員 事 務 局	それはやはり、問題があると思います。交渉を始めている方が前提になると思います。
唐木義秋委員	ある意味、早い者勝ちですね。その点は仕方ないということですね。 基本的には、現在の交渉がまとまらなかつた場合に次の希望者へ連絡するという形が良いのではないかと思っています。
事 務 局	早い者勝ちというよりも、農業委員が間に入り、ワンクッシュン置くという立場ではないでしょうか。農業委員と事務局でコンタクトを取りながら、農地の集約なども見据え、その時の最良を判断する。その権限と能力が農業委員にあり、道付けをすることが農業委員にも求められているのではないでしょうか。
	既に交渉に入っているものは別ですが、今後は、売りたい・貸したいという情報が入った時点で、農業委員さんにまずは、誰に声を掛けるかの判断をしていただぐ。この農業者であれば問題ない、一番良いという方に声掛

	けをしていただき、その方で話がまとまらない、または良い人が見つからないという場合に、初めてこのホームページに掲載するという形をとり、掲載する、掲載しないについても、農業委員さんと所有者の方で相談していただく形で進めていければ良いのではないかと考えています。
松澤良行委員	情報を載せるか載せないかの承諾については、申し出があった時点で、文書の形でとっておいた方が良いと思います。あとひとつ思ったのですが、農地ナビとホームページの両方を確認しなければならないことは大変なので、シンプルに掲載場所がひとつにならないでしょうか。農業委員さんそれぞれの負担にもなるので、掲載する場所をひとつにまとめていただけると良いと思います。一回、割り切って両方を運用してみるという形でも良いですが。
議長	どうでしょうか。一度、掲載を始めてみて、事務局で考えがあればまた修正をしてもらうという形で進める。掲載はいつから可能ですか。
事務局	許可がいただければ、すぐにでも可能です。ただ、こちらには自作のみの農地が掲載されているだけなので、現在貸し出し中の農地については、委員さんそれぞれで耕作者に確認をとっていただく必要があります。
後藤幸子委員	交渉中の人と、また別の希望者が、農業委員の知らない所で直接話をしてしまうこともあるかと思うのですが、その場合は、どうなるのでしょうか。
事務局	ホームページに「必ず農業委員会を通して交渉をしていただく」よう、注意書きを明記する形があるかと思いますが、それでも個人間でやりとりしてしまう事も考えられますね。
事務局長	後藤委員のご懸念の通り、個人間でのやりとりが出てくる可能性がないとは言い切れないところがあります。場合によっては、この「交渉中」の農地は削除して掲載する形、加えて、検索方法・操作方法を記した形で掲載するように、まずは年度内に始めさせていただくように進めていきたいと思います。また、今後についてですが、耕作中の農地については、農業委員さんを通じて掲載する条件が整った段階でホームページに載せていく、掲載中の農地についても、交渉が始まった段階で至急連絡をいただいて閲覧から見えないようにする、新しく申し出があった農地については、農業委員会を経て掲載する、というような方法を考えていきたいと思います。取り敢えず、交渉中の農地については、掲載しない形も含めて慎重に動いた方が良いのではないかと思う部分があります。
唐木義秋委員	この、貸したい・売りたいという農地の情報は、必ず公開しなければならないといいう法律はあるのでしょうか。
事務局長	「全国農地ナビ」については、情報を公開するよう決まっています。ただ、こちらには細かい情報を載せないので、そこを補完する情報をホームページで公開し、今後の農地利用を良い方向に進めていきたいという考えです。
唐木義秋委員	公開する情報は、農地ナビ程度の簡易なものにしておき、詳細については

	<p>農業委員会を通じて問い合わせていただく形の方が良いのではないか。</p>
事務局長	<p>農業者の皆さんには農業委員さんに照会をしていただき、委員さんには積極的に農地の仲介役となつていただかなければなりません。その点は勿論、必要ではありますが、農地利用の希望者がご自分である程度の情報確認ができるようにしていくということも必要だと考えています。リストのみでの公開にするか、地図情報をそこへどの程度付け加えていくか、事務局でも再度検討し、問題ないところから順次公開していく形でも良いのではないかと思っています。</p>
唐澤喜廣委員	<p>この情報公開については、私たちも要望してきた課題です。年1回の利用調整会議だけでは、情報として遅くなってしまう。農業委員会の窓口に来てくれれば良いのですが、農地を売りたい・貸したいという情報について、このようなホームページで公平性を保ったうえで公開していくのは必要なことと思います。</p>
議長	<p>利用調整会議でも情報は出していますが、それは農業者、希望者に向けてのものなので、それを公に出してしまっても問題がないかどうかという考えもありますが、どうでしょうか。</p>
事務局	<p>やはり、唐木委員のお考えも確かにもつともで、過剰に情報を出しすぎることで発生する問題というのも怖い部分があります。情報が悪用される可能性も考えられますし、慌てることなくもう一度検討を深めたうえで議論していく必要を感じました。</p>
唐澤喜廣委員	<p>あくまでも、こういう農地がありますので、村民の皆さん、このホームページを見てくださいという考え方で良いのではないですか。悪用されることまで考えたら何も進まないので、あまり神経質にはならない方が良いと思います。</p>
唐澤茂委員	<p>農業委員会も行政ですので、個人情報などは慎重に扱うべきだと思います。交渉中の農地を公開することで問題が考えられるのであれば、その部分についてでは、再度検討したうえでの公開が望ましいのではないでしょうか。交渉中の農地の取り扱いが、今一番懸念されるところだと思います。どのように情報を公開すべきかを検討しながら、出せる情報から徐々に公開していくようにしていく、その方向で事務局では進めていきたいと考えていますので、宜しくお願ひ致します。</p>
事務局長	<p>個人情報が絡んできますので、公開には慎重な対応が必要になるということをご了解をいただきたいと思います。ホームページでの農地情報公開については以上と致します。</p>
議長	<p>④農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて ・来年度から村で作成する地域計画に農業委員会も関わることから、令和5年4月1日付で施行される法改正に伴い、指針の見直しが必要になる旨</p>
事務局	

	<p>を案内。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局作成の見直し案を資料として示し、協議を依頼。 ・補足説明をする。 <p>中間管理機構の文言がたびたび出てきますが、県の方からは中間管理機構の組織体制について話はありましたでしょうか。今後、中間管理機構へ利用権の設定を一本化すると言いながら、組織体制を強化する動きが見えてこない。これでは市町村の事務局に負担が増えるばかりです。これは要望になりますが、中間管理機構の要員を増やすことが必要ではないかと思っています。</p>
議 長 唐澤喜廣委員	<p>確かに、中間管理機構とは何をする組織なのか。圃場整備の補助金などの関係はあるのでしょうか、中間管理機構のメリットがあまり感じられないところもあります。事務局からは回答ありますか。</p>
事務局長	<p>唐澤委員のご指摘の通り、今後、中間管理機構がどのように動いていくのか、それが重要な課題になるかと思います。中間管理機構が動かなければ、県の農政部局、市町村の農業委員会の負担にもなります。どこに要望すべきなのか、関東農政局か上伊那地域振興局長にも話をし、どのような動きになるのかを確認できるよう、一旦、預からせていただきたいと思います。他に、ご意見等ござりますか。</p>
議 長 委員一同	<p>(特になし)</p>
議 長 委員一同	<p>では、指針の見直しについては、事務局に一任するということでよろしいでしょうか。</p>
議 長 委員一同	<p>(異議なし)</p>
	<p>指針の文言等、改正するところは改正していただき、事務局案に従うということで宜しくお願ひ致します。</p>
	<p>⑤令和4年度の最適化活動の点検・評価について</p> <p>令和5年度の最適化活動の目標設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最適化活動における、令和4年度・令和5年度それぞれ農業会議から指示された作業について、スケジュールを含めて案内。 ・補足説明をする。 ・来月、4月の農業委員会総会の日程と同日で、別途、協議する時間を設けたい旨で提案。 ・事務局提案の日程で協議及び作業を行うことで了承。
	<p>⑥その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし
	<p>4 その他</p>
	<p>①情報提供</p>

事務局 議長	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の農作業標準労賃等の会議資料の提供 ・提供資料について、昨年度と比較しながら内容を説明。 ・補足説明をする。 ・一読いただき、農作業時の料金として参考にしていただくよう、案内。 <p>②当面の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面の日程について説明する。 ・補足説明をする。 ・委員それぞれで担当する部分について予定を確認いただくよう案内。 <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月11日の農地相談会の予約について、3月6日現在の参加予定人数を案内。
	議長 以上で議長の職を解かせていただきます。
	閉会
唐澤喜廣委員	以上を持ちまして、第33回南箕輪村農業委員会総会を閉会致します。

(午後4時30分 終了)

以上、第33回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和 5 年 3 月 22 日

議

長

前木謹太郎

議事録署名委員

唐澤喜慶

議事録署名委員

丸山芳雄